

非課税世帯の水道料金・下水道使用料の減免について

直接
減免

(水道局から水道料金等を請求されているお客さまの場合)

◆減免の対象は？

次の①～③すべてに当てはまる世帯です。

①水道を使用している世帯全員の市・県民税の均等割及び所得割が非課税である。

②収入が少なく、著しく生活に困窮し、他から経済的援助※(養育費、仕送り、全額給付の奨学金、家賃や水道光熱費の支払いなど)を受けていない。

※ただし、生活保護の適用を受けている世帯や世帯員全員が市・県民税の均等割及び所得割を非課税とされている世帯からの援助の場合は対象となります。

③仙台市内にお住まいで生活用として水道を使用している。

☆☆☆ 重要 ☆☆☆

建物や水道のご使用状況等によっては、減免の対象にならない場合があります。

◆減免額は？

水道料金の基本料金及び下水道使用料の基本使用料を減免して請求します。

2ヶ月あたりの減免額 (消費税8%含む)	ご使用のメータ口径	水道料金の基本料金	下水道使用料の基本使用料	合計
	口径 13 mm	1,252 円	1,518 円	2,770 円
	口径 20 mm	2,700 円	(20 m ³ までの使用分を含む)	4,218 円

☆☆☆ 重要 ☆☆☆

水道料金の従量料金(使用した水量に対する料金)及び下水道使用料の超過使用料は**請求**いたします。

◆減免期間は？

7月から翌年6月までの1年間です。

ただし、期間の途中で減免の申請をされた方は、申請いただいた日の翌月から6月までの期間の減免となります。

※申請前の期間にさかのぼって減免を適用することはできません。

(申請受付については、市政だより6月1日号や水道局の広報誌(H2O 6月号)等でお知らせいたしますのでご確認ください。なお、減免期間適用中の方には更新時期に「期間満了の通知兼更新申請書」を郵送いたします。)

☆☆☆ 重要 ☆☆☆

収入状況の確認等を行いますので、**毎年**申請が必要です。

◆減免の申請場所は？

次の仙台市水道局料金センターです。(更新される方は郵送での申請も可能です。)

市役所料金センター (仙台市役所本庁舎 1階)	青葉区国分町 3-7-1
北料金センター (泉区役所東庁舎 3階)	泉区泉中央 2-1-1
南料金センター (水道局本庁舎 1階)	太白区南大野田 29-1

※6月に1週間程度、宮城総合支所庁舎内に臨時窓口を開設する予定です。(期間等については、市政だより6月1日号や水道局の広報誌(H2O6月号)等でお知らせします。)

◆申請に必要な書類は？

世帯全員の減免を受けようとする年度の非課税証明書(ただし、扶養されている18歳以下の方の分は必要ありません。)

※非課税証明書は、1月1日に仙台市内に住民票がある方の場合、お住まいの区にかかわらず区役所・総合支所・証明発行センター・仙台駅前サービスセンターでお取りいただけます。

代理人が申請の場合は委任状

◆減免申請の結果は？

減免が適用になるか審査を行い、結果を郵送でお知らせします。

審査を行うにあたり、担当者からあらためて生活状況等をお電話でおたずねすることがあります。お電話は夜または土日になることもありますが、ご了承願います。

◆(減免適用期間中) こういう場合は？

- ・課税世帯へ変更になった
- ・引っ越しした

減免の適用は終了となります。必ず下記〈お問い合わせ先〉までご連絡ください。ご連絡が遅れると、さかのぼって減免額をお返しいただくこともあります。

仙台市内で引っ越しした場合のうち、減免の要件を満たす場合であれば、引き続き減免を受けることができます。その時は、転居継続申請書を提出していただく必要があります。**申請書の提出がないと、新しい住所地では減免が適用になりません。**

- ・水道をご使用になっている方が増えた

その方の「市・県民税非課税証明書」の提出が必要です。(ただし、扶養されている18歳以下の方の分は必要ありません。)

- ・水道をご使用になっている方が減った

- ・水道をご使用になっている方の氏名が変更になった

届出が必要です。下記〈お問い合わせ先〉までご連絡ください。

〈お問い合わせ先〉

仙台市水道局 南料金センター

Tel 022-304-0020 Fax 022-304-0137

月曜日～金曜日 8時30分～17時(祝休日、12月29日～1月3日を除きます。)